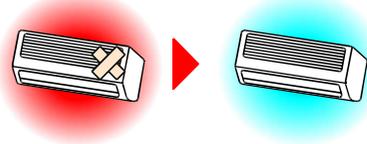


浜松飛行場周辺における空気調和機器の2回目の機能復旧工事について(お知らせ)

- 浜松飛行場周辺における空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジフード)の機能復旧工事(以下、「機能復旧工事」という。)につきまして、対象地域における1回目の復旧工事が完了する目途がたったため、2回目の復旧工事に係る「住宅防音工事希望届」(以下、「希望届」という。)の受付を開始いたします。
- 1回目の機能復旧工事により設置され、工事完了の日から10年以上が経過し、現にその機能の全部または一部を保持していない空気調和機器を対象として、2回目の機能復旧工事を行います。
補助率は、1回目の機能復旧工事と同様、原則90%となります(自己負担は10%)
※機器が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音区画が保持されていない場合等は補助対象にはなりません。
- 原則「1回目の機能復旧工事」の実施順に2回目の機能復旧工事を実施する予定ですが、年度ごとの限られた予算の範囲で工事を実施することとしておりますので、早期に希望届を提出された方であっても、1回目の機能復旧工事の完了年次によっては、工事の実施まで相当年数をお待ち頂くことがあります。
- また、工事実施に伴う負担軽減の観点から、防音工事と機能復旧工事(防音建具・空気調和機器)の双方が希望届受付対象となっている方については、防音工事と機能復旧工事を同時期に実施したいと考えております。そのため、「1回目の機能復旧工事」の完了年次にかかわらず、工事実施順序が前後することがあります。
- 平成24年1月30日防衛施設庁告示第1号の第1種区域の見直しにより、第一種区域が解除された地域に所在する住宅は、2回目の機能復旧工事の対象外となりますのでご注意ください。また、第一種区域内に所在する住宅であっても、2回目の機能復旧工事の対象となる空気調和機器の台数が減となる場合もありますので、ご注意ください。

- 2回目の機能復旧工事の受付対象となる方で機能復旧工事を希望される方は、対象住宅であるか否か(「1回目の機能復旧工事の工事完了年月日等)を確認の上、郵送等で希望届の提出をお願いします。
- 「希望届」は、当局及び浜松防衛事務所(浜松市中区中央1-12-4 Tel053-453-8958)で配付しているほか、当局のホームページからもダウンロードできます。
https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyuutakubouonn001.html

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎
南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課 Tel:045-211-7113